

見積参加希望者 各位  
(盛岡市内に本社を有する  
「文具・事務機器類－OA機器」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

### 随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市  
随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

#### 記

#### 1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 長期継続契約DTP編集システム機器賃貸借契約
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 広聴広報課
- (4) 賃貸借期間

令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

#### 2 契約条項を示す場所

盛岡市市長公室広聴広報課

#### 3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和7年3月4日（火） 10時00分から15時00分まで
- (2) 盛岡市役所本庁舎別館6階 広聴広報課  
執行即時開封

#### 4 見積書の提出方法

(1) 見積書を直接提出する場合は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

(2) 見積書を郵便により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、3(1)で指定した見積書提出日の前日までに3(2)で指定した場所に到達するよう郵送すること。

また、封書は二重封筒とし、見積書を内封筒に封緘の上、当該内封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 「長期継続契約DTP編集システム機器賃貸借契約」※内封筒のみ

イ 開札日 令和7年3月4日※内封筒のみ

ウ 商号又は名称（契約権限を支店等に委任している場合は商号のほか支店等名）

エ 代表者職氏名（契約権限を支店等に委任している場合は支店長等名）

※記載にあたっては、盛岡市郵便入札の手引きを参照すること。

※電報、電送その他の方法による見積書の提出は認めない。

## 5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

## 6 その他

### (1) 見積回数

1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

### (2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 賃貸借期間に係る年額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る年額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### (3) 見積の無効

心得第9及び盛岡市郵便入札実施要領第7に該当する見積は無効とする。

### (4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和7年2月26日（水）正午までに広聴広報課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

### (5) 見積の辞退

心得第11第2項の規定により、文書で辞退届を提出すること。

### (6) 本件は令和7年度を初年度とする長期継続契約につき、今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

### (7) 令和8年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

### (8) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により、請求・支払うものとする。

### (9) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年2月27日(木) 正午までに電子メール又は文書（ファクス可）により広聴広報課あて提出すること。回答は、盛岡市公式ホームページ「事業者の皆さんへ＞市の発注契約＞発注情報」で令和7年3月3日（月）までに回答する。

盛岡市市長公室広聴広報課

電話 019-613-8369 ファクス 019-622-6211

電子メールアドレス info@city.morioka.iwate.jp